

令和7年度紐づけ結果と令和8年度のひも付けスケジュール

2026.01.13（火）

農林水産省地理情報共通管理システム運用保守(農地情報ひも付け実施)業務

目次

- **令和7年度 農地台帳ひも付け実施結果**

- ① 令和7年度 農地台帳ひも付け実施結果
- ② 地番図の取り込み有無におけるひも付け率の比較
- ③ 都道府県別の平均ひも付け率

- **令和8年度 農地台帳ひも付け作業実施**

- ① 令和8年度 農地台帳ひも付け実施について
- ② 令和8年度 農地台帳ひも付け実施スケジュール
(参考) 農業委員会側で実施可能な、ひも付け率向上のための主な対応等

- **お問い合わせ先**

- ひも付け実施に関するお問い合わせ先
- お問い合わせメール記入例

令和 7 年度 農地台帳ひも付け実施結果

①令和7年度 農地台帳ひも付け実施結果



- 令和7年度のひも付け実施結果として、ひも付け率は81.8%となり、令和6年度と比較して0.5pt増加した。
- 地番位置参照データについては、地番図の取り込み、登記所備付地図の更新により、それぞれのデータ件数が増加している。

年度別 農地台帳ひも付け実施結果

	令和6年度	令和7年度※1	差分
ひも付け率※2	81.3%	81.8%	+0.5pt
ひも付け率※3 (農地ポリゴン抜き)	72.5%	73.9%	+1.4pt
農地台帳の総筆数	61,144,030	61,089,899	-54,131
農地台帳の地名地番まで 完全一致の総件数	49,699,140	49,968,353	+269,213

※1 2025年11月18日時点
※2 ひも付け率は、地番位置参照データとして地番図、登記所備付地図、農地ポリゴンを用いて算出
※3 ひも付け率は、地番位置参照データとして地番図、登記所備付地図を用いて算出

年度別 地番位置参照データ作成結果

	令和6年度※4	令和7年度※5	差分
地番図	127,220,908	132,036,765	+4,815,857
登記所備付地図	99,650,264	103,936,466	+4,286,202
農地ポリゴン	31,194,032	31,591,000	+396,968

※4 2025年2月時点の情報
※5 2025年11月時点の情報

②地番図の取り込み有無におけるひも付け率の比較



- ひも付けを実施している農業委員会のうち、令和7年度までに地番図を取り込んだ農業委員会は1,034農業委員会、未取り込みは635農業委員会である。
- 地番図取り込み済みの農業委員会のひも付け率は87.7%、未取り込みは71.5%であり、その差は16.2ptである。
- また、令和7年度に新たに地番図を取り込んだ31農業委員会では、ひも付け率が前年度の66.3%から84.9%に向上し、18.6pt改善した。

令和7年度 地番図取り込み有無におけるひも付け率比較 (2025/11/18 時点)

地番図取り込みステータス	農業委員会数	農地台帳数（筆）	マッチングランクA件数（件）	ひも付け率（%）
取り込み済み	1034	41,065,762	35,496,413	87.7
未取り込み	635	19,469,088	13,938,874	71.5
ひも付け率の差分				16.2pt

令和7年度新たに地番図取り込んだ31農業委員会のひも付け率比較 (2025/11/18 時点)

ひも付け率の時点	農地台帳数（筆）	マッチングランクA件数（件）	ひも付け率（%）
令和6年度	1,283,345	852,139	66.3
令和7年度	1,244,875	1,057,808	84.9
ひも付け率の差分			+18.6pt

③都道府県別の平均ひも付け率

- 令和7年度のひも付け実施後の都道府県別の平均ひも付け率は以下の通りである。

都道府県別の平均ひも付け率

都道府県名	令和7年度の ひも付け率
北海道	88.3%
青森県	92.3%
岩手県	85.2%
宮城県	86.6%
秋田県	75.3%
山形県	84.9%
福島県	82.2%
茨城県	91.5%
栃木県	85.5%
群馬県	90.0%
埼玉県	79.3%
千葉県	76.5%
東京都	86.4%
神奈川県	69.7%
新潟県	89.7%
富山県	73.4%

都道府県名	令和7年度の ひも付け率
石川県	45.8%
福井県	71.6%
山梨県	78.1%
長野県	85.3%
岐阜県	87.3%
静岡県	80.4%
愛知県	85.5%
三重県	60.6%
滋賀県	82.9%
京都府	33.1%
大阪府	65.5%
兵庫県	83.3%
奈良県	66.7%
和歌山県	75.0%
鳥取県	86.6%
島根県	74.3%

都道府県名	令和7年度の ひも付け率
岡山県	88.8%
広島県	67.0%
山口県	80.6%
徳島県	75.0%
香川県	81.0%
愛媛県	88.1%
高知県	67.4%
福岡県	84.7%
佐賀県	91.5%
長崎県	87.0%
熊本県	84.7%
大分県	86.1%
宮崎県	84.6%
鹿児島県	82.5%
沖縄県	93.8%

令和 8 年度 農地台帳ひも付け実施スケジュール

①令和8年度 農地台帳ひも付け実施について

令和8年度は令和7年度と同様に、eMAFF地図事業にて、ひも付け地図データの更新、農業委員会サポートシステムへの連携を行う予定です。

- ✓ ひも付けスケジュールについて
 - ✓ 令和8年度の農地台帳ひも付け実施は、昨年12月のアンケートを基に、上期と下期にグループを振り分け、それぞれ1回実施します。
※別添の「02-2.【ひも付けに関する参考資料 1】R8年度ひも付け実施グループ」に記載の無い農業委員会は、下期に割り振ります。
 - ✓ グループごとのひも付け実施時期までに、農地台帳の更新、地番図の提供をお願いいたします。
- ✓ 農地台帳の更新について【農業委員会への依頼事項】
 - ✓ 農業委員会サポートシステム上の農地台帳の更新をお願いいたします。なお、ひも付け作業に利用する農地台帳情報は、大字・小字・地番などの土地の所在情報のみであるため、貸借や所有者等の情報については、ひも付け作業に影響しません。
 - ✓ 農地台帳の更新期限は、上期グループ5月中旬(5/15(金))、下期グループ11月末です。
- ✓ 地番図の提供について【農業委員会への依頼事項】
 - ✓ 地番図の提供については、別添資料の「03-1.【地番図提供に関する資料】地番図の提供手順とフォーマット等」をご確認ください。
 - ✓ 別添資料の「03-2.【地番図提供に関する参考資料 1】【事業者連携用】地番図標準レイアウト」は、地番図を準備いただくシステム事業者にお渡しただいて問題ございません。
 - ✓ 地番図提出期限は、上期グループは5月中旬(5/15(金))、下期グループは11月末です。
 - ✓ それぞれ該当するひも付け実施時期までに、地番図を提出いただけますようお願いいたします。
- ✓ 地番図以外にひも付けに利用する、法務省の登記所備付地図について
 - ✓ 例年4月にG空間情報センターが最新の登記所備付地図を公開します。
(令和7年度は、令和7年2月時点の地図データが4月に公開)
 - ✓ 公開された登記所備付地図を使用して、5月に全市町村の登記所備付地図を取り込み、ひも付け作業に利用する予定です。
 - ✓ 4月中に最新の登記所備付地図が公開されていない場合は、令和7年度4月公開版の登記所備付地図を利用する予定です。

②令和8年度 農地台帳ひも付け実施スケジュール

令和8年度農地台帳ひも付け実施のスケジュールは、下記を想定しています。

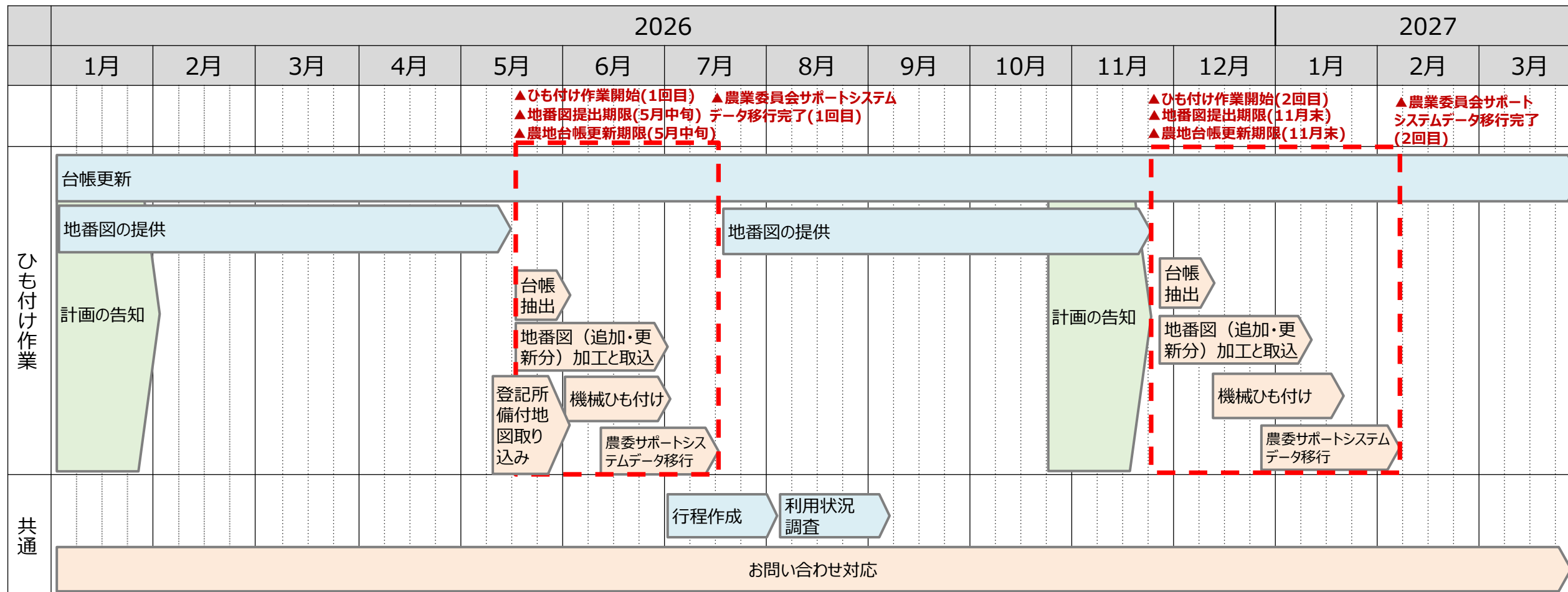
地番図提供時期に応じて、上期と下期にそれぞれひも付け実施1回(計2回)を計画しています。

原則として、各農業委員会、年に1回のひも付けを実施予定です。

農林水産省作業

農業委員会作業

事業者作業



※ 令和7年度までに農地台帳データを農業委員会サポートシステムに登録されていない農業委員会で、令和8年度からひも付けを実施する農業委員会についても、当スケジュールに基づき、ひも付け作業を実施します。 9

(参考) 農業委員会側で実施可能な、ひも付け率向上のための主な対応等

地図データが存在している場合でも、台帳との表記の違い等により、十分にひも付けできないケースがあります。

◆ ひも付けられない主な要因

- ・ 農地台帳と地図データで、地名・地番の表記が異なる
- ・ 農地台帳と地図データで、分筆後の地番の更新状況が異なる

◆ ひも付け率向上のための主な対応

これらの要因に対し、以下のような対応を行うことで、台帳と地図のひも付け精度を高めることが可能です。

- ・ 農業委員会サポートシステム上での農地台帳情報の修正
- ・ 地図データ（地番図）の 地名・地番表記の修正
 - ✓ 表記の修正が難しい場合、ひも付け実施事業者に連携することで対応できる場合があります。※1

農地台帳・地図データの修正が難しい場合、「紐づけ補正ツール」での対応も可能です。

「紐づけ補正ツール」のご利用をご希望の場合は、お問合わせ窓口※2までご連絡ください。

地番図をご提供されていない農業委員会におきましては、地番図をご提供いただくことで、ひも付け率※3を改善することが可能です。

◆ 農地台帳と地図データの表記の差異とその対応例

農地台帳の表記	地番図の表記	表記の差異	修正方法
農地峠 ~~キ~~ 123-1	農地峠 ~~己~~ 123-1	農地台帳がキ、地番図が己で表記	農地台帳の ~~キ~~ を己に修正する
農地坂123	農地坂123;456	地番図の表記にセミコロンが含まれている	地番図の表記を農地坂123に修正する
いろは123	いろは123-	地番図の末尾に「-」が記載	地番図の末尾の「-」を削除する

※1 アドレスコード（地名地番に表記ゆれがあってもひも付けることができるように、地名地番の文字列をコードしたもの）の活用により対応可能な場合があります。

※2 お問合せ先は「資料2.令和7年度紐づけ結果と令和8年度の紐づけスケジュール」をご参照ください。

※3 地番図をひも付けに活用することで基本的にはひも付け率が向上しますが、提供された地番図の状況によってはその限りではありません。

お問い合わせ先

ひも付け実施に関するお問い合わせ先



農地情報ひも付け実施事業に関するお問い合わせ窓口です。
メールにて必要事項をご記入の上、農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図) 問合せ窓口にお問い合わせください。
(令和8年度事業もSBT社が受託した場合。連絡先がこれと異なることになった場合には改めて連絡します。)

■お問い合わせ先

問い合わせ先	メール作成時の注意点
【農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図) 問合せ窓口】 対応時間：平日 9 時 30 分～17 時 30 分（土日祝日・年末年始を除く） ・メールアドレス： emmaff-support@tech.softbank.co.jp	・宛先、件名のご記入をお願いいたします。本文の内容については、下記の「お問い合わせのメールの本文に記載する内容」を参照してご記載下さい。 ・メールの件名の先頭に「[ひも付け実施]」とご記載ください。

■お問い合わせのメールの本文に記載する内容

項目	記入内容	記入例
お問い合わせ者の団体（企業名）	所属する団体、企業名をご記載ください。	〇〇県〇〇市農業委員会
お名前	お名前をご記入ください。	〇〇〇〇
お問い合わせ対象 システム名（アプリ名）	ひも付け実施事業に関するお問い合わせについては、「ひも付け管理Web（ひも付け実施）」とご記入ください。	ひも付け管理Web（ひも付け実施）
お問い合わせの分類	下記 4 つの分類から、問い合わせ内容に該当する分類をご記載ください。 ・操作方法 ・エラー対処方法 ・ご意見・ご要望 ・その他	操作方法
お問い合わせ内容詳細	お問い合わせ内容をご記入ください。 なお、お問合せの円滑なご案内のため、必要に応じて以下の追加情報も併せてご記入ください。 ・台帳種別 ・対象農地の所在（市町村/大字/地番）※大量にある場合、一部農地を例として記入 ・[取得可能な場合] 事象を確認できる画面の写真	農地台帳の手動ひも付けについての手順を知りたい

参考：お問い合わせメール記入例

お問い合わせメールの記入例を記載しておりますので、ご参照ください。

■お問い合わせのメールの記入例


送信
(S)

宛先(T)

● emaff-support@tech.softbank.co.jp

CC(C)

件名(U) [紐づけ管理Web（紐づけ実施）] 手動紐づけ方法

・お問い合わせ者の団体・企業名

〇〇県〇〇市農業委員会

←

・お名前

〇〇 〇〇

←

・お問い合わせ対象システム名（アプリ名）

紐づけ管理 Web（紐づけ実施）

←

・お問い合わせの分類

操作方法

←

・お問い合わせ内容詳細

水田台帳の手動紐づけについての手順を知りたい。

情報革命で人々を幸せに ～ 技術の力で、未来をつくる ～

 SB Technology